

防府市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱の運用基準

制限付き一般競争入札の実施については、防府市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱によるものとし、具体的な手続きの運用については次のとおりとする。

1 入札参加資格について

(1) 防府市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条第2項第4号に規定する「受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、受託者の発行株式総数の50/100を超える株式を有し、又はその出資の総額の50/100を超える出資をしている建設業者、又は建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者とする。

(2) 指名業者選定の留意事項の運用基準（平成13年6月1日制定）の「指名しない」場合及び「指名留保」に該当する者は、対象工事についての入札参加資格を有しないものとみなす。この場合は、入札説明書に入札参加資格として明記しなければならない。

2 入札参加申請書及び添付書類について

(1) 施工実績調書

ア 実施要綱第4条第3項第3号の「同種の工事」の判断基準は、過去10年間に完成した工事から代表的な工事を記載させるものとする。

イ 工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限る。

ウ 共同企業体による施工の場合は、構成員としての出資比率が20%以上のものに限る。

エ 施工実績の確認は可能な限り工事实績情報システム（CORINS）に登録されている工事から選定するものとし、当該請負契約書の写し、CORINSの竣工時工事カルテの写し又は発注証明等のいずれかを添付させるものとする。

(2) 配置予定技術者の資格・工事経験調書

本調書への記載に際し次に掲げる事項に該当する場合は、入札日まで

に予定していた技術者を配置することができなくなったときは、直ちに当該申請書を取り下げること等を条件として認めることができるものとする。

ア 複数の候補技術者を記載することができる。

イ 他の工事に配置している技術者を当該工事の契約日までに専任配置できることを条件として記載することができる。

ウ 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合は、一方の工事を落札したことにより他方の工事の入札に参加できなくなることを条件として認める。

3 入札に参加できない者

実施要綱第7条第2項に規定の「入札に参加することができない者」は、同要綱第4条に定める入札参加資格を有しない者のほか、次に掲げる場合とする。

(1) 入札参加申請の無効

ア 押印された印影が、防府市建設工事等請負業者選定事務要綱第4条の規定に基づく入札参加資格申請の使用印鑑届又は代理人の使用印鑑届の印影と一致しない場合

イ 申請者又は申請工事が特定できない場合

(2) 提出書類の不備等

ア 申請書類及び添付書類が不足している場合

イ 申請書に住所又は所在地、商号又は名称、代表者氏名が正しく記入されていない場合

ウ 配置予定技術者の氏名及びその他必要事項が正しく記入されていない場合

エ 施工実績調書の内容が、添付の契約書の写し等で確認できなかった場合

附 則

この運用基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この運用基準は、平成29年4月1日から施行する。